

教員免許状課程 (教育職員免許法 第5条別表第1)

教育職員免許法第5条別表第1 (不足する単位の修得)

出身大学・短期大学において教員免許状取得に必要な一部の科目(単位)を取り残して卒業した方が、本学でその不足する一部の科目(単位)を修得することにより教員免許状を取得する方法です。

(参考) 教育職員免許法に定める教員免許状取得に必要な単位数

免許状の種類 所要資格	幼稚園		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種	2種
基礎資格	学士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。
教職に関する科目	35	27	41	31	31	21	23			
教科に関する科目	6	4	8	4	20	10	20			
教科又は教職に関する科目	10		10	2	8	4	16			
特別支援教育に関する科目								26	16	

【開講科目一覧】

登録・履修することができる科目は、以下の頁に掲載しています。

- 幼稚園…………… pp.132~133
- 小学校…………… pp.134~135
- 中学校・高等学校…………… pp.136~144
- 特別支援学校…………… p.145

【履修科目について】

- ◆ 出身大学・短期大学より「学力に関する証明書」を取り寄せ、各自で不足する科目(単位)の確認を行ってください。
- ◆ 「学力に関する証明書」の見方や、不足する科目(単位)が不明な場合は、**必ずこの冊子を持参**のうえ出身大学・短期大学へお問い合わせください。

※ 本学通信教育課程の学部(本科)または課程本科に以前在籍されていた方が、在籍時に取得希望していた同一の教員免許状を改めて取得希望する場合は、本学通信教育課程にて不足する科目(単位)の履修指導を行います。

履修指導を希望する方は、p.220を参照のうえ、所定の質問用紙(本誌同封の封入書類)を提出してください。

なお、本学通信教育課程出身者の履修指導の場合のみ、「学力に関する証明書」の同封(添付)は不要です。

【教員免許状の授与申請について】

現職の方は勤務する学校の所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は、居住地の都道府県教育委員会に各自で申請(個人申請)をしてください。

【注意事項】

- ◆ 入学年度は入学手続時に登録した履修科目を変更・追加することはできません(継続手続時に条件に合致した場合のみ科目追加が可能です。その際、科目追加登録料等が必要となります)。
- ◆ 本学通信教育課程では、履修科目(単位)の確認・指導を行うことはできません(以前、本学通信教育課程の学部(本科)に在籍および課程本科に在籍者は除く)。

教員免許状課程 (教育職員免許法 第6条別表第4)

教育職員免許法第6条別表第4 (同校種他教科免許状の取得)

中学校または高等学校の教員免許状をすでに所持している方が、本学にて必要科目(単位)を修得することにより所持する教員免許状と同校種他教科の教員免許状を取得する方法です。

(参考) 教育職員免許法に定める教員免許状取得に必要な単位数

現在所有する免許状	中学校1種・専修免許状	中学校1・2種・専修免許状	高等学校1種・専修免許状
取得可能な免許状の校種	中学校教諭1種免許状	中学校教諭2種免許状	高等学校教諭1種免許状
最低修得単位数	教科に関する科目	20	10
	教職に関する科目	8	3
			20
			4

【開講科目一覧】

登録・履修することができる科目は、pp.136~143に掲載の通りです。

【履修科目について】

- ◆ 出身大学・短期大学、または他大学や他短期大学等において、取得希望する教科にかかる科目の一部を修得している場合、現職の方は勤務する学校の所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は、居住地の都道府県教育委員会で必ず履修科目(単位)の指導を受けてください。
- ◆ また履修指導を受ける際は、単位修得をした大学・短期大学より「学力に関する証明書」を事前に取り寄せ提示するとともに、**必ずこの冊子を持参**して、pp.136~143に掲載の自身の取得希望する教科の表を提示したうえで指導を受けてください。

【教員免許状の授与申請について】

履修科目(単位)の指導を受けられた都道府県教育委員会に各自で申請(個人申請)をしてください。

【注意事項】

- ◆ 本学通信教育課程では、履修科目(単位)の確認・指導を行うことはできません。
- ◆ 入学年度は入学手続時に登録した履修科目を変更・追加することはできません(継続手続時に条件に合致した場合のみ、科目追加が可能です。その際、科目追加登録料等が必要となります)。
- ◆ 高等学校教諭1種免許状「福祉」において、「教科に関する科目」の中にある「社会福祉総合実習」にかかる科目(単位)については、科目履修コースでは開講していません(登録・履修はできません)。
- ◆ 教育職員免許法第6条別表第4を根拠として教員免許状を取得する場合の最低修得単位数は、上記の表に掲載している通りですが、pp.136~143に掲載する表には、その最低修得単位数を超えて修得が必要な教科があります。これは、教員免許状を取得するために、法定科目の各系列において本学が●印を付した必修科目(一般的包括的内容を含む科目)の単位をすべて修得する必要があることによります。
- ◆ 「社会・地理歴史・公民」は、年間登録単位数の上限(44単位)を超過することから、教育職員免許法第6条別表第4を根拠に1年では3教科を一度に取得することはできません。